

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨、地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 502,700千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (302,577千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	1	社 会 福 祉 事 業	190,144	3,095	0	0	24,577	162,472
	2	高 齢 者 福 祉 事 業	132,471	2,616	0	55,622	9,400	64,833
	3	障 害 者 福 祉 事 業	1,650,860	1,206,694	0	0	56,600	387,566
	4	児 童 福 祉 事 業	1,641,281	1,198,958	0	32,983	52,100	357,240
	5	包 括 支 援 事 業	93,406	0	0	84,233	1,100	8,073
	6	重度心身障害者等医療給付事業	68,443	22,970	0	9,435	4,500	31,538
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	28,804	13,075	0	355	1,900	13,474
	8	子ども医療支給事業	73,469	26,485	0	20,449	3,300	23,235
社 会 保 険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	261,831	127,335	0	0	17,100	117,396
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	483,251	79,201	0	0	51,500	352,550
	11	介護保険広域連合(繰出金)	448,812	7,730	0	0	56,200	384,882
保 健 衛 生	12	保 健 衛 生 事 業	724,463	7,326	567,500	64,131	10,900	74,606
	13	疾 病 予 防 事 業	78,090	1,543	0	24,803	6,500	45,244
	14	母 子 保 健 事 業	70,749	16,328	0	150	6,900	47,371
合計		5,946,074	2,713,356	567,500	292,161	302,577	2,070,480	